**平成２１年（フ）第２４９号**
宮崎市下北方町下郷5980番地
債務者　富永　和子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第３６号**
沖縄県国頭郡金武町字金武623番地の３
債務者　與那城朝彦
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
那覇地方裁判所名護支部

**平成２１年（フ）第１６９号**
佐賀県杵島郡江北町大字佐留志2116番地２
パレスヴィラＣ102号
債務者　百崎　拓哉
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２１年（フ）第２００号**
佐賀県武雄市山内町大字三間坂甲14167番地１
債務者　多久島豊秀
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２１年（フ）第２０３号**
佐賀県伊万里市脇田町342番地２
債務者　島﨑　達也
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２１年（フ）第２０４号**
佐賀県伊万里市脇田町342番地２
債務者　島﨑　由美
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２１年（フ）第２０５号**
佐賀県鹿島市大字重ノ木乙3060番地１
債務者　三田　祥子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２１年（フ）第２０６号**
佐賀県鹿島市大字森1295番地２　ハイツウエストヒル203号
債務者　大久保直起
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２１年（フ）第２０８号**
佐賀県伊万里市黒川町大黒川1805番地
債務者　大西真理子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２１年（フ）第１７５４号**
名古屋市東区徳川１丁目10番28号　ユーハウス第２徳川802号
債務者　浜野　明美
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第８６４号**
神戸市垂水区塩屋台３丁目７番32号
債務者　松原　和惠
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第９４５号**
神戸市長田区腕塚町６丁目１番16―1201号
債務者　三宅平八郎
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第９５号**
岐阜県可児市星見台２丁目34番地
債務者　米加田　誠
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

**平成２１年（フ）第６４号**
神奈川県横須賀市湘南鷹取２丁目37番６号
債務者　山崎　法子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２１年（フ）第１３６号**
神奈川県三浦市白石町６番１号
債務者　熊谷　忠士
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２１年（フ）第１７４号**
神奈川県横須賀市林５丁目11番19号
債務者　久保田君江（旧姓臼井）
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２１年（フ）第１８５号**
神奈川県横須賀市衣笠町16番11号
債務者　平沢　真紀（旧姓横谷）
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２１年（フ）第１９４号**
神奈川県三浦市城山町11番14号
債務者　大澤　孝至
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部